

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

インド法務の入口—インド環境法制の全体像とカーボン・クレジット取引制度

2026年1月

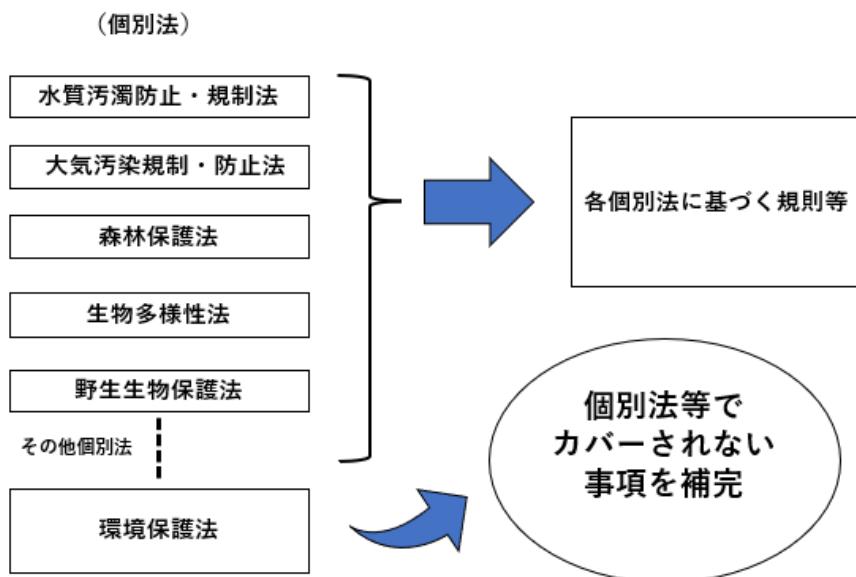
1 はじめに

最近、インドで事業を展開する日系企業から、環境法分野に関する相談が増加しています。もっとも、インドの環境法制は、複数の法律、規則、通知等によって構成されているため複雑で分かりにくく、また、日本語であれ、英語であれ情報が乏しく、入手可能なものも断片的なものにとどまっていることから、全体像の把握が容易ではありません。こうした状況を踏まえ、本稿では、実務担当者のご理解の一助となるよう、インド環境法制の基本構造を俯瞰的に整理するとともに、2025年から本格的な運用段階に入っているカーボン・クレジット取引制度(CCTS)の概要について解説します。

なお、カーボン・クレジット取引制度(CCTS)を含め、インドの環境法制は改正が頻繁に行われるため、インドで事業を行う日系企業においては、現時点で直接規制に服さない場合でも、制度の動向を継続的に注視することが重要です。

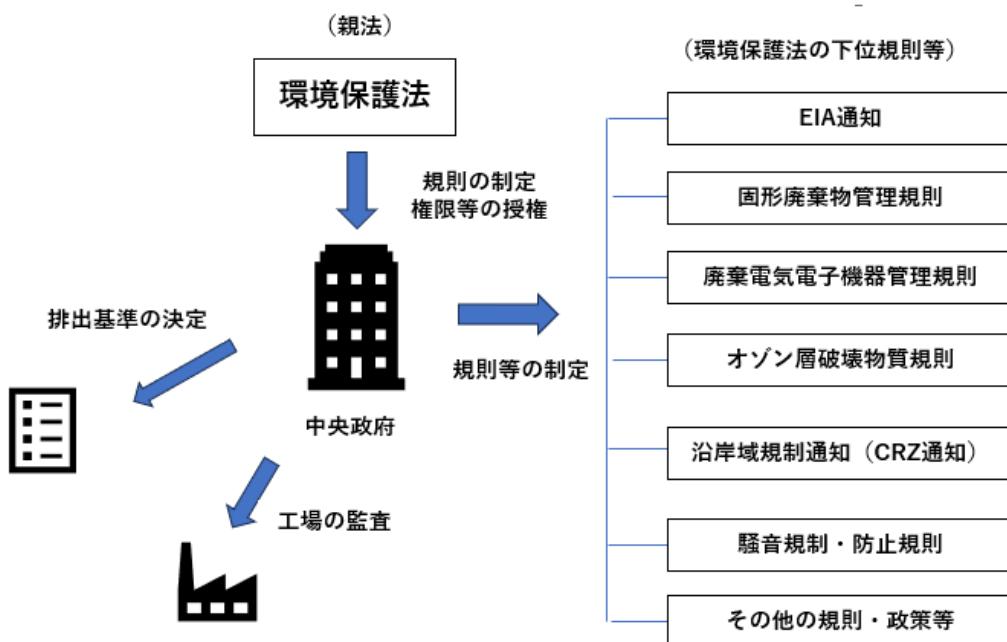
2 インド環境法制の全体像

インドの環境法制では、水質、大気、森林、生物多様性等の環境分野ごとに制定された様々な個別法やその下位規則等が、それぞれの分野に応じた環境規制の枠組みを定めています。また、インドの環境保護について横断的に規制する環境保護法(The Environment Protection Act, 1986)は、各個別法等でカバーされない事項を補完しています。



在インド日本大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

環境保護法は、中央政府に対し、環境を保護・改善し、環境汚染を防止・軽減するために必要な措置を講じる権限を与えています。これには、下記図表のとおり、環境汚染物質の排出基準の決定、工場の監査、そして、環境汚染を規制するためのルールの制定等が含まれます。これまで定められたルールとしては、環境影響評価通知(Environmental Impact Assessment Notification (EIA), 2006、以下「EIA通知」)、固体廃棄物管理規則(The Solid Waste Management Rules, 2016)、廃棄電気電子機器管理規則(The E-Waste (Management) Rules, 2016)等が挙げられます。



3 規制当局

主要な規制当局としては、環境・森林・気候変動省(MoEFCC)、中央公害防止委員会(CPCB)、州公害防止委員会(SPCB)、連邦直轄領公害防止委員会(UTPCC)があり、各当局の概要と関係図は以下のとおりです。

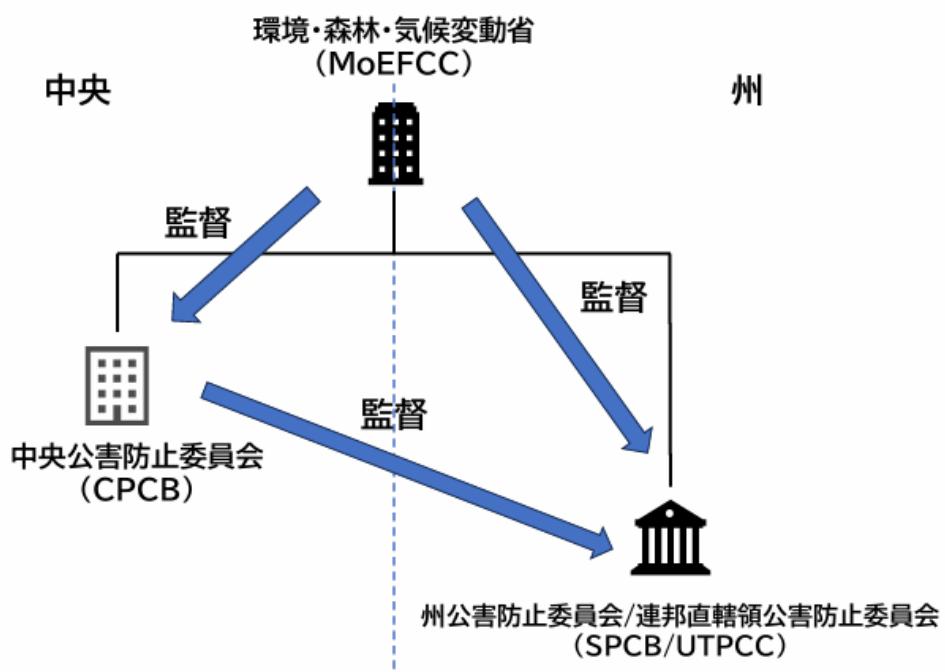
- **環境・森林・気候変動省(MoEFCC)**
インドにおける環境、生物多様性、森林、野生生物、気候変動に関連する法令・規制・政令等の策定を担うとともに、その実施に向けた制度の枠組みを定める中央官庁です。
- **中央公害防止委員会(CPCB)**
環境・森林・気候変動省(MoEFCC)の下で活動する中央レベルの専門機関であり、水質汚濁や大気汚染を中心に、政策的・技術的助言を行い、関連する技術指針やガイドラインを公表する中央当局です。全国的な公害防止プログラムを企画・推進するとともに、州公

在インド日本大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

害防止委員会(SPCB)/連邦直轄領公害防止委員会(UTPCC)の活動を監督・指導する役割も担います。

● 州公害防止委員会(SPCB)/連邦直轄領公害防止委員会(UTPCC)

中央公害防止委員会(CPCB)が定めた指針や枠組みの下で、地域ごとの環境規制を実施し、環境法令の執行を担います。主な役割は、工場の設立や操業への同意、大気・水質の監視、汚染物質の排出・排水基準の適合状況の確認、廃棄物管理や事業所への立入検査等です。



4 規制当局による承認等の制度

産業活動の内容や工場の立地等に応じて、法律上、規制当局からの事前の承認等が必要になる場合があるため留意が必要です。例えば、以下のようなものが挙げられます。

根拠法令	承認等が必要になるケース
水質汚濁防止・規制法 大気汚染規制・防止法	産業施設の環境分類が所定のカテゴリーに該当する場合 →詳細は後記(1)ご参照
EIA 通知	一定規模のプロジェクトを行う場合 →詳細は後記(2)ご参照
沿岸域規制通知(CRZ 通知)	沿岸域で建設等を行う場合
野生生物保護法	野生生物の保護区域等でプロジェクトを行う場合
生物多様性法	生物資源を商業利用等する場合

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

(1) 産業施設の環境分類と同意制度

水質汚濁防止・規制法または大気汚染規制・防止法に基づき、汚染物質の排出・排水を伴う産業に從事する事業者は、設立・操業しようとする産業施設における汚染指数が一定の数値を超える場合、州公害防止委員会(SPCB)/連邦直轄領公害防止委員会(UTPCC)から、①産業施設を設立するために必要な設立同意と、②産業施設の設立後、当該施設の操業を開始・継続するために必要な操業同意を取得することが義務付けられています。

中央公害防止委員会(CPCB)は、各産業セクターを、その汚染リスクの高さに応じて、従来の「Red」、「Orange」、「Green」、「White」の4 カテゴリーに、2025 年に新設された「Blue」を加えた、計5 カテゴリーに分類する制度を運用しています。分類の目的は、各産業施設が各カテゴリーの汚染指数の範囲内で活動を行うようにすることで、汚染物質の発生を最小限に抑えることにあります。汚染指数を算出する際には、水質、大気、産業廃棄物の汚染スコアが考慮されます。なお、「Blue」カテゴリーは、一般家庭の活動に由来する環境汚染を管理するために不可欠なサービス(下水処理場や都市固形廃棄物処理施設等)が対象となります。「Blue」カテゴリーの場合でも、汚染指数は共通の計算式に従って計算され、設立/操業同意の要否は汚染指数の数値に基づいて決定されますが、このようなサービスを提供することへのインセンティブとして、他のカテゴリー(「White」を除く)における操業同意の有効期間に、2 年間がプラスされます。詳細は以下のとおりです。

カテゴリー	対象セクター数 ¹	汚染指数(PI)	設立/操業同意の要否	操業同意の有効期間
Red	125	$PI \geq 80$	○	最大 5 年
Orange	137	$55 \leq PI < 80$	○	最大 10 年
Green	94	$25 \leq PI < 55$	○	最大 15 年
White	54	$PI < 25$	×	
Blue	9	上記各カテゴリーに準ずる		上記各カテゴリーの同意の有効期間 + 2 年間

¹ 2025 年 2 月公表の分類である「Report on Classification of Sectors into Red, Orange, Green, White and Blue Categories (A tool for progressive environmental management) -2025」に基づきます。以下の中央公害防止委員会のウェブサイトから閲覧可能です。

[CPCB | Central Pollution Control Board](#)

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

(2) 環境影響評価(EIA)

現在の EIA 通知²によれば、①同通知の別表に記載された新規プロジェクト、②同別表の基準を超えた既存プロジェクトの拡張等を行おうとする事業者は、当該プロジェクトを開始する前に、関係当局から承認(環境承認)を取得する必要があります。同別表には、鉱物採掘、インフラプロジェクト(高速道路、空港、港湾)、建設プロジェクト等の 40 の事業が記載されています。また、同別表では、予定されている事業の内容や規模に応じて 3 つのカテゴリーに区分されており、影響が大きいものから順に、A、B1、B2 と位置付けられます。

承認(環境承認)のプロセスは、最大、以下の 4 つの手続で構成されます。

段階	名称	手続の概要
①	スクリーニング	事業の影響に応じて事業のカテゴリー区分(B1/B2)を行う手続(カテゴリー区分 A の内容・規模の事業は対象外)
②	スコーピング	環境影響評価の実施方法を決定する手続(カテゴリー区分 B2 の内容・規模の事業は対象外)
③	公衆協議	利害関係を有する地元住民等の意見を確認する手續(一部の事業を除く)
④	鑑定	申請者が提出した申請書、最終 EIA 報告書、公衆協議の結果等を関係当局が精査する手續

5 カーボン・クレジット取引制度(CCTS)の概要と留意点

(1) カーボン・クレジット取引制度(CCTS)の運用開始

インドでは、エネルギー保全改正法(The Energy Conservation (Amendment) Act, 2022)に基づきカーボン・クレジット取引制度(CCTS)が導入され、2025 年 10 月に温室効果ガス排出原単位目標規則(The Greenhouse Gases Emission Intensity Target Rules, 2025)および 2026 年 1 月に同改正規則が公表されました。これにより、2025～2026 年度および 2026～2027 年度を最初のコンプライアンス年度として、温室効果ガスの排出削減を義務化する制度が本格運用段階に入っています。

なお、上記規則により、以下のとおり、エネルギー消費量の多い産業の一部の工場が排出削減義務の対象施設として指定されました。

² EIA 通知は 2006 年施行以降頻繁に変更が行われており、変更をすべて反映させた EIA 通知は作成されていませんが、EIA 通知施行からその後の改正の一覧は、以下の環境・森林・気候変動省のウェブサイトから閲覧可能です。

environmentclearance.nic.in/report/EIA%20Notifications.aspx

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

対象産業	指定された施設の数
アルミニウム	16
セメント	186
クロールアルカリ工業	30
パルプ・製紙	53
石油精製	21
石油化学	11
繊維	173

(2) カーボン・クレジット取引制度(CCTS)の仕組み

これらの施設は、2023～2024 年度の生産高当たりの温室効果ガス排出量(製品 1 トン当たりの二酸化炭素換算排出量)を基準に算出された、2025～2026 年度と 2026～2027 年度の温室効果ガス排出原単位目標を達成しなければなりません。温室効果ガス排出原単位目標を達成した施設は、取引可能なカーボン・クレジット証書の発行を受けることができますが、目標を達成できなかった施設は、外部からカーボン・クレジット証書を購入して不足分を補う義務があります。これに違反した施設は、中央公害防止委員会(CPCB)の命令に基づき、該当年度の不足分について、カーボン・クレジット証書の平均取引価格の 2 倍の環境補償金を支払う必要があります。なお、排出削減義務を負っていない事業者も、自発的にカーボン・クレジット証書を購入することが可能です。

6 アンケート回答(無記名)のお願い

本ニュースレターを最後までご覧いただき、誠にありがとうございました。本ニュースレター や大使館での今後の企画の参考とさせていただくため、下記リンクより無記名のアンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

[アンケートはこちらから](#)

7 バックナンバー

過去のニュースレターは、在インド日本国大使館ウェブサイトよりご確認いただけます。

[企業法務セミナー・ニュースレター | 在インド日本国大使館](#)

◆インド企業法務ニュースレターVol.1

[インド法務の入口 - 日系企業のための最新トピックガイド](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.2

[インド法務の入口 一事例から学ぶデジタル個人データ保護法](#)

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.3

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館または執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

執筆者

弁護士法人御堂筋法律事務所 東京事務所
パートナー弁護士
岡本直己

米国留学、シンガポールの法律事務所での勤務の経験を有し、国際法務、M&A、個人情報保護法分野を得意とする。



TMI 総合法律事務所

弁護士 **本間 涩**

主な取扱い分野はインド法務、知的財産、国際取引等。インド法務についての執筆やセミナーも積極的に行っている。2025年1月から Trilegal(デリオフィス)に出向。現在、AKM Global(グルガオンオフィス)に出向中。



同 大阪事務所

弁護士 **石井洋輔**

米国留学、大手鉄鋼メーカー法務部の出向経験を有し、M&A、海外進出、コンプライアンス、労務管理など幅広く手掛ける。
現在、インド(デリー)の大手法律事務所に出向中。



お問い合わせ

在インド日本国大使館(矢追・飯田) E-mail: jpemb-economic@nd.mofa.go.jp
岡本直己弁護士 E-mail: nokamoto@midosujilaw.gr.jp
石井洋輔弁護士 E-mail: yishii@midosujilaw.gr.jp
本間渉弁護士 E-mail: Jun_Homma@tmi.gr.jp